

景観重要公共施設の整備に関する 協議の手引き

平成 22 年 4 月

西都市 建設課

< 目 次 >

1 はじめに	1
2 協議手順	1
3 景観重要公共施設	2
4 協議書提出の対象行為	3
5 協議書提出の例	4
6 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	5
7 協議書の添付資料.....	9
8 協議書の記入例.....	10

1 はじめに

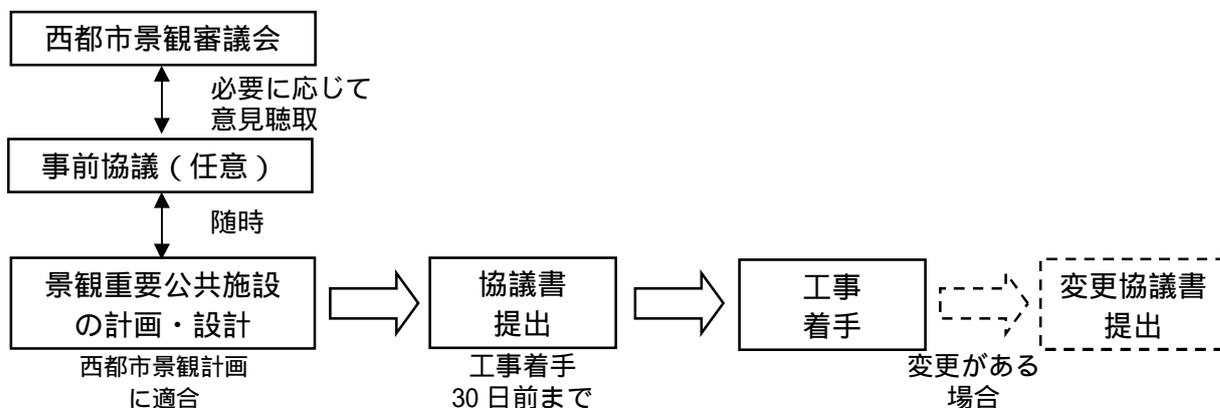
公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、景観形成の基本となる施設でもあります。西都市景観計画では、公共施設を景観重要公共施設に指定し、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めました。

この手引きは、景観重要公共施設の整備の際に必要な西都市との協議手順について示したものです。本協議は、西都市の目指す景観にふさわしい公共施設とすることを目的としています。限られた予算の範囲内でより良い整備を目指すものであり、この協議及び施設整備を通じて西都市の景観形成にご協力いただきますようお願いいたします。

2 協議手順

西都市で進めている景観まちづくりにおいて、良好な景観形成を図るために、景観重要公共施設の整備の際には、協議を行う必要があります。

協議書は、**工事等着手の30日前まで**に、西都市建設課都市計画係まで提出していただく必要があります。協議に際して、西都市景観計画に記載している景観形成の基本方針ならびに景観重要公共施設の整備に関する事項に基づく必要があります。（協議書提出部数 1部）



留意事項

景観重要公共施設の整備では、計画・設計の着手段階から事前協議をお願いします。

景観形成重点エリアでの行為や大規模な行為等で景観に対する影響が特に大きいものは、西都市景観審議会に意見を聞くことがあります。その場合は、事前協議期間として1ヶ月以上予定してください。

工事着手後に景観に関して変更する場合は、変更協議書の提出が必要です。

協議書の提出は、事業毎にまとめて提出してください。発注時期が異なる場合は、一連の事業が分かるようにしてください。

協議書は、設計コンサルタント等が代理で提出しても構いません。

景観重要公共施設内の建築物や占用物については、本協議を適用しません。

3 景観重要公共施設

西都市景観計画では、景観計画区域内にある右表の都市公園、河川、道路を「景観重要公共施設」に指定しています。

都 市 公 園
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡公園西都原古墳群 ・ 西都原運動公園 ・ 清水台総合公園 ・ 稚児ヶ池公園 ・ 杉安川仲島公園
河 川
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二級河川
道 路
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速自動車国道 ・ 一般国道 ・ 県道 ・ 市道のうち以下のもの 都市計画道路に指定された市道 上記以外の幹線1級市町村道、幹線2級市町村道

景観計画区域は、下図に示す範囲です。(西都市は、市全域を景観計画区域としていません。)

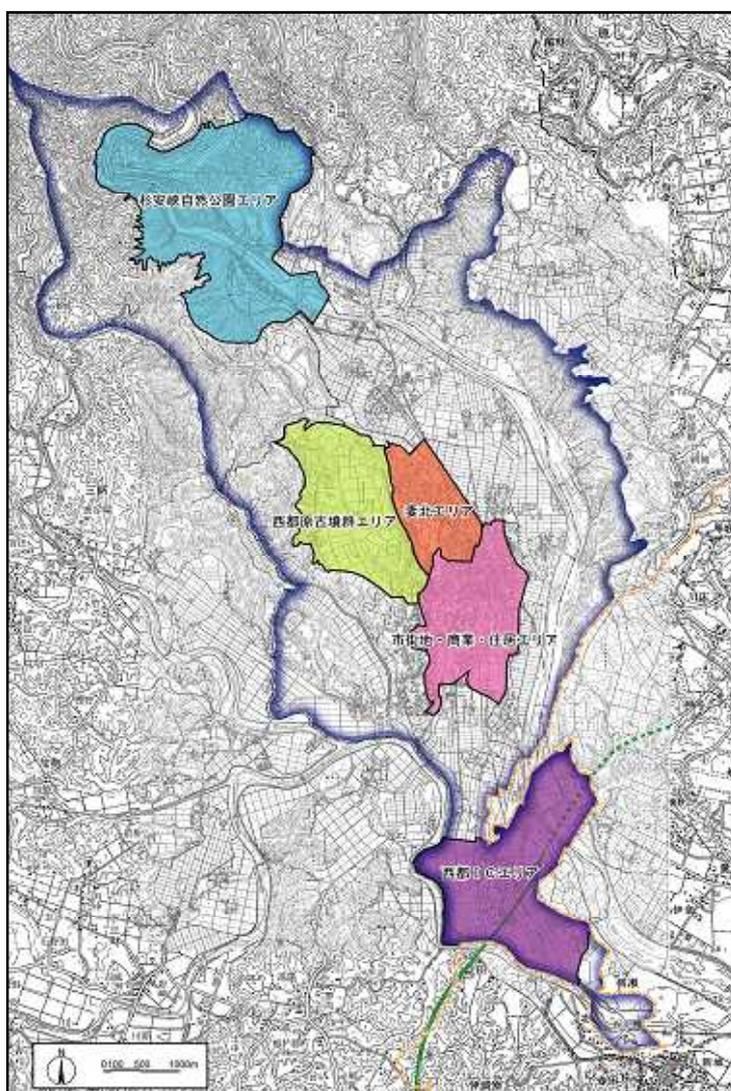


図 景観計画区域と景観形成重点エリア

4 協議書提出の対象行為

協議書を提出する対象行為を以下に示します。

都 市 公 園		
行 為	景観形成重点エリア以外	景観形成重点エリア
公園内に設置される以下に示すものの新設または変更を行う場合 遊具施設、防護柵等、擁壁、園路の舗装、駐車場、 四阿、ベンチその他付帯施設 公園において以下の行為を行う場合 木竹の伐採、植栽	すべて	すべて
河 川		
行 為	景観形成重点エリア以外	景観形成重点エリア
河川の新設、改修	延長 50m 以上	すべて
水面の埋立	面積 300 m ² 以上	
堤防の新設、改修、修繕	延長 50m 以上	
護岸の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ 3m 以上又は面積 300 m ² 以上	
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m 以上又は面積 300 m ² 以上	
水門等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	すべて	
ダム・堰等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	すべて	
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m 以上	
木竹の伐採、植栽	面積 100 m ² 以上	
道 路		
行 為	景観形成重点エリア以外	景観形成重点エリア
道路の新設、改修	延長 50m 以上	すべて
舗装の新設、改修、修繕、色彩の変更	延長 50m 以上又は面積 300 m ² 以上	
法面の保護、改修、修繕	面積 300 m ² 以上	
橋梁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 10m 以上	
擁壁の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	高さ 3m 以上又は面積 300 m ² 以上	
防護柵等の新設、増築、改築、修繕、色彩の変更	延長 50m 以上	
木竹の伐採、植栽	面積 100 m ² 以上	
道路照明施設、道路付属部	提出不要	

木材については、以下をもって 10 m²と換算します。

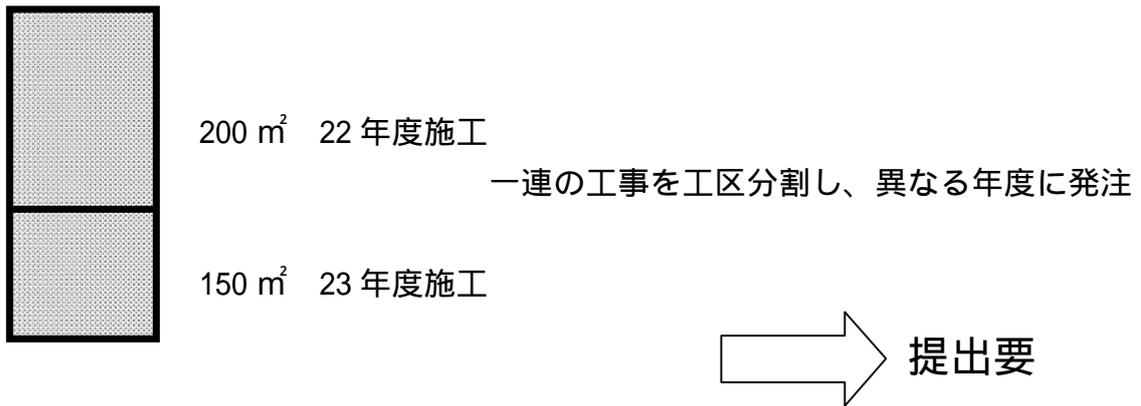
高木（成木時に 4m 以上の樹木）・・・1 本 中木（成木時に 2m 以上の樹木）・・・4 本
生垣・・・5m 低木（高木・中木・生垣以外の木材）・・・10 本

以下の行為は協議書の適用を除外します。

- 着色を施していない舗装の改修または修繕で外観の変更を伴わないもの
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）で定められている区画線または道路標示の設置
- 仮設の工作物
- 地下、水面下で行う行為
- 木竹の伐採のうち、次に示すもの
 - ・間伐等、木竹の保育のために通常行われる伐採
 - ・枯損した木竹または危険な木竹の伐採
- ・測量、調査又は施設の保守の支障になる木竹の伐採
- 除草、草刈作業
- 芝、草花、地被類その他これらに類する植物の植栽

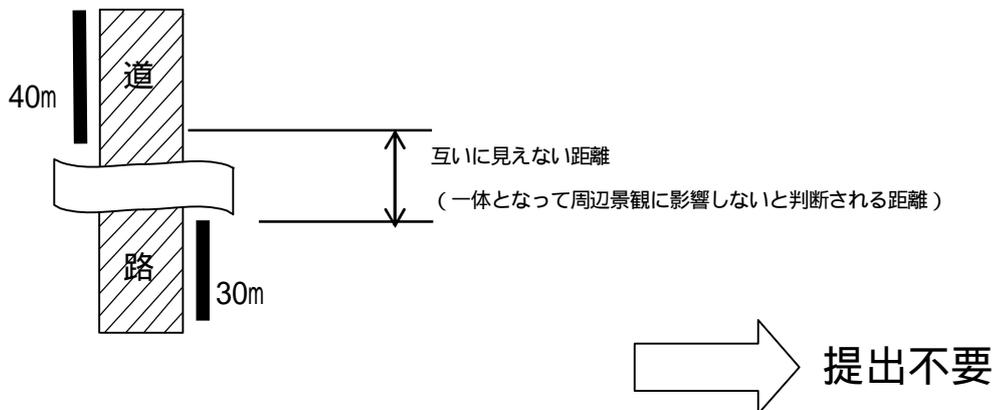
5 協議書提出の例（景観形成重点エリア以外）

例 1) 舗装の場合：一事業で 300 m²以上の舗装を複数年度で施工

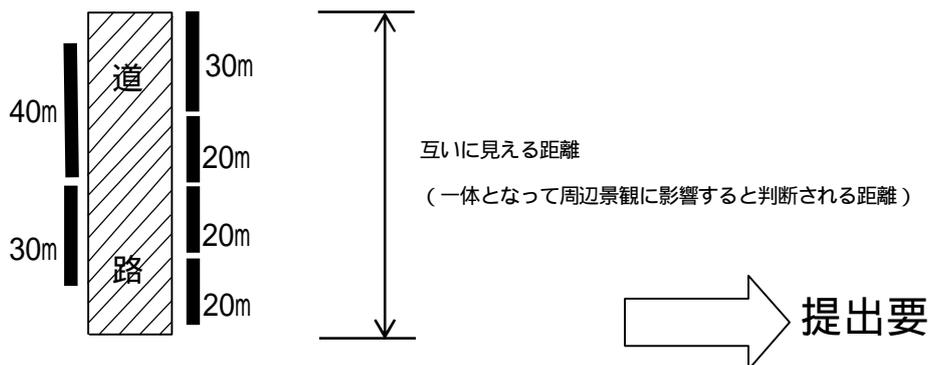


例 2) 防護柵の場合：一事業で計 50m 以上の防護柵（それぞれが 50m に満たない）を一括して設置

50m に満たない防護柵をそれぞれ離して（互いに見えない距離）設置



50m に満たない防護柵を近接して設置



6 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画に記載している景観重要公共施設の整備に関する事項を以下に示します。

特別史跡公園西都原古墳群に関する事項

整備等に関する事項							
基本方針	<p>歴史・文化資源が豊富に残っている西都原古墳群は、周辺に農地が広がり歴史と自然、が一体となった良好な景観が形成されており、その保全を図る。</p> <p>古墳と農地が織り成す西都原古墳の景観を後世へ引き継ぐために、既存農地の適切な活用を図るとともに、周辺整備においては、この良好な景観と調和を図る。維持管理においては、古墳群のイメージを損なわないように、特色ある景観の創出に寄与するものとする。</p>						
建築物	<p>西都原古墳群エリア及び古墳ゾーンの景観形成基準に準拠し、平屋建てを原則として、植栽等により遮蔽し目立たないものとする。</p> <p>規模は最小限に抑えるものとし、違和感や圧迫感を与えない意匠、周囲から著しく突出しない意匠とする。</p>						
舗装	<p>舗装の基調色（主に用いられる色彩）はできるだけ落ち着いた色彩とし、周辺景観と調和したものとする。なお、誘導等のための着色は、周辺景観を損なう恐れがあるため原則行わないものとする。舗装の基準値は、以下の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 974 1310 1086"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)</th> <th>N(無彩色)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度4以下</td> <td>-(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p>	色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)	基準値	彩度4以下	-(使用可)
色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)					
基準値	彩度4以下	-(使用可)					
防護柵等	<p>周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。</p>						
擁壁	<p>できるだけ巨大、長大とならないようにする。加えて緑化等の工夫を行い、周辺との調和を図り圧迫感を軽減する。</p> <p>擁壁の素材は自然素材を用いるよう努める。</p>						
その他	<p><案内板> 案内板については、周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。 なお、設置については、眺望を遮らないよう配慮する。 使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。</p> <p><駐車場> 駐車場の整備にあたっては、周辺景観との調和に留意した配置とする。</p> <p><四阿・ベンチ> 石材や木材等の自然素材を用いる。自然素材を用いることができない場合は、四阿やベンチの一体性や周辺景観と調和に留意し、必要最小限にとどめる。</p> <p><その他付帯施設> 周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。</p>						

西都原運動公園に関する事項

	整備等に関する事項
基本方針	歴史・文化資源が豊富に残っている西都原古墳群との調和を図る。
建築物	西都原古墳群エリア及び古墳ゾーンの景観形成基準に準拠し、平屋建てを原則とする。 規模は最小限に抑えるものとし、違和感や圧迫感を与えない意匠、周囲から著しく突出しない意匠とする。
園路広場等	緑化等に努め、西都原古墳群と調和する意匠とする。
防護柵等	周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保に努める。
遊具	西都原古墳群と調和する意匠とする。
案内板	周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。なお、設置については、眺望を遮らないよう配慮する。 使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。
駐車場	周辺景観との調和に留意した配置とする。
四阿・ベンチ	石材や木材等の自然素材を用いる。自然素材を用いることができない場合は、四阿やベンチの一体性や周辺景観と調和に留意し、必要最小限の範囲にとどめる。
その他の 附帯施設	周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。なお、設置については、眺望を遮らないよう配慮する。 使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。

清水台総合公園に関する事項

	整備等に関する事項
基本方針	背景となる山並みとの調和を図る。
建築物	景観計画区域内の景観形成基準に準拠する。
園路広場等	緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。
防護柵等	周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保に努める。
遊具	周辺景観と調和する意匠とする。
案内板	周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観と調和するものを用いる。
駐車場	周辺景観との調和に留意した配置とする。
四阿・ベンチ	周辺景観と調和する意匠とする。
その他の 附帯施設	周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。

稚児ヶ池公園に関する事項

	整備等に関する事項
基本方針	記紀の道及び周辺の歴史的景観との調和を図る。
建築物	妻北エリア及び記紀の道ゾーンの景観形成基準に準拠する。
園路広場等	緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。
防護柵等	周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保に努める。
遊具	周辺景観と調和する意匠とする。
案内板	周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観と調和するものを用いる。
駐車場	周辺景観との調和に留意した配置とする。
四阿・ベンチ	周辺景観と調和する意匠とする。
その他の 附帯施設	周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。

杉安川仲島公園に関する事項

	整備等に関する事項
基本方針	背景の自然との調和を図る。
建築物	杉安自然公園エリアの景観形成基準に準拠する。
園路広場等	緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。
防護柵等	周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保に努める。
遊具	周辺景観と調和する意匠とする。
案内板	周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観と調和するものを用いる。
駐車場	周辺景観との調和に留意した配置とする。
四阿・ベンチ	周辺景観と調和する意匠とする。
その他の 附帯施設	周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。

道路に関する事項

整備に関する事項																			
基本方針	<p>西都市には西都原古墳群を初め歴史的資源が数多くあることから、歴史的なまちなみの雰囲気損なうことのないよう、景観に配慮した道路の整備を行う。</p> <p>道路施設は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける役割を担っているため、地域特性や周辺景観に配慮した道路景観整備に努める。</p> <p>道路に求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において適正な整備及び維持管理に努め、良好な道路空間とする。</p>																		
緑化	<p>街路樹や植栽帯の設置に努め、周辺景観に応じた樹種の選定を行う。</p> <p>法面は、交通安全上、防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>																		
舗装	<p>道路特性や地域特性に配慮した色彩及び素材とし、まちなみ等沿道景観と一体となった整備を行う。</p> <p>舗装の基調色（主に用いられる色彩）はできるだけ落ち着いた色彩とし、周辺景観と調和したものとす。なお、交通安全上の着色は、周辺景観を損なう恐れがあるため路面全体の着色は行わず、必要最小限の表示にとどめる。</p> <p>舗装の基準値は、以下の通りとする。</p> <p>< 西都原古墳群ゾーン ></p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>N(無彩色)</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度 4 以下</td> <td>(使用可)</td> </tr> </table> <p>< 記紀の道ゾーン ></p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>N(無彩色)</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度 4 以下</td> <td>(使用可)</td> </tr> </table> <p>< その他の地域 ></p> <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度 6 以下</td> <td>彩度 5 以下</td> </tr> </table> <p>表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p>	色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)	基準値	彩度 4 以下	(使用可)	色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)	基準値	彩度 4 以下	(使用可)	色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他	基準値	彩度 6 以下	彩度 5 以下
色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)																	
基準値	彩度 4 以下	(使用可)																	
色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)																	
基準値	彩度 4 以下	(使用可)																	
色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他																	
基準値	彩度 6 以下	彩度 5 以下																	
防護柵等	<p>周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性が図れるよう努める。</p>																		
擁壁	<p>擁壁は、巨大、長大とならないように配慮し、緑化等の工夫を行い、周辺と調和を図り圧迫感を軽減するよう努める。</p>																		
橋梁	<p>地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。</p> <p>高架橋については、橋桁と橋脚等の総合的なデザインにより圧迫感の軽減等に努める。</p>																		
その他	<p>標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和するデザイン、色彩および素材の使用を検討する。また、既存設置の標識類との統一性に努める。</p> <p>高い盛土構造の道路については、景観改変の影響を検討し負荷の低減に努める。</p> <p>電線類の地中化については、推進に努める。</p>																		

河川に関する事項

整備に関する事項	
基本方針	<p>景観を形成する重要な要素の一つであり、水辺空間が憩いの場であることから、地域特性や周辺景観と調和を図る。</p> <p>河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、親しみのある河川空間の整備に努め、適正な維持管理を行い、良好な河川空間とする。</p>
河川施設	<p>護岸を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるように努める。また親水性に考慮するよう努める。</p> <p>水門を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう努める。</p> <p>付帯施設においては、その場所の景観形成基準に準拠する。</p>

7 協議書の添付資料

協議書に添付する資料は、下記の表に示す資料が必要となります。必要に応じて下記の表以外の資料を提出して頂くことがあります。

< 必ず添付する資料 >

種 類	内 容
位置図	1/10,000 ~ 1/25,000 の縮尺の地形図を使用して整備箇所を示します。
付近見取図	周辺状況が把握できるように整備計画等を記入した図面とします。
現況写真	行為対象地及びその周辺の現況が分かるカラー写真とします。 写真は2方向以上から撮影したものとします。

< 必要に応じて添付する資料 >

種 類	内 容
平面図	整備内容が分かるよう、仕上げ方法、使用素材等を記載します。 舗装等により着色する場合は、色彩、仕上げ方法等を平面図に記載します。 色彩は、マンセル値を記載します。
縦断図	
横断図	
構造図	仕上げ方法、使用材料を記載します。 着色する場合は、色彩をマンセル値で記載します。
完成予想図	完成状況が把握できる図面とし、パースやフォトモンタージュを想定します。 なお、作成する場合は、着色したものとします。
木竹の配置図	保存、移植、伐採、新植等の区分を木竹毎に判別できるように記載します。 また、木竹名も記載します。
施工要領図	施工により影響を受けるものがないかを確認します。施工ヤード等により整備対象地以外に恒久的な地形の改変が伴う場合については、最終的な処理方法を記載します。(現況復旧する場合はその旨を示します。)
その他	整備内容を示すために必要と考えられる資料 既製品等の製品カタログ

整備に関する図面については、縮小版 (A3 版を基本とします) を添付します。

8 協議書の記入例

様式第 1 号 (第 3 条関係)

平成 2 2 年 5 月 1 日

西都市景観重要公共施設整備 (変更) 協議書

西 都 市 長 殿

協議者 郵便番号 8 8 1 - 1 2 3 4
 住 所 西都市 × × 番地
 氏 名 建設事務局 局長 景観 太郎
 担 当 道路整備課 宮崎 次郎
 電 話 0 9 8 3 - - × × × ×

発注者を記入

整備の 場 所 等	河川又は路線名	道 線
	西都市 大字 × × 番地 他	
	杉安峡自然公園エリア 妻北エリア	西都原古墳群エリア 市街地・商業・住居エリア 景観形成重点エリア外
整備の期間	着手予定日 平成 2 2 年 7 月 1 日	完了予定日 平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日
設 計 者 (代理者)	郵便番号 8 8 1 - 0 0 0 0 住 所 西都市 町 × × 番地 事務所名 コンサルタント 氏 名 代表取締役 景観 花子	(電話) 0 9 8 3 - 1 2 - 3 4 5 6
施 工 者	郵便番号 8 8 1 - 9 9 9 9 住 所 西都市 × × 町 番地 事務所名 株式会社 建設 氏 名 代表取締役 西都 三郎	(電話) 0 9 8 3 - 9 8 7 6 5 4
整備の概要	事 業 名 等	道路改良事業
	行為の種類	道路の新設、改修
	行為の規模(延長、面積、高さ等)	延長 L=1,000m W=6.0 法面保護 A=5,000 m ² 擁壁設置 N=5 箇所、L=100m、H=5m (最高部) 舗装工 A=10,300m ² 防護柵設置 L=800m
景観に配慮した事項を簡潔に記入	景観に配慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山林を造成して道路を新設することから、景観の改変を出来るだけ少なくした線形とし法面の発生を極力抑えた。 ・法面は緑化を行う。 ・植栽帯を設置し、高木を植栽する。 ・周辺景観に配慮した防護柵を設置する。(車道部はガードケープル、歩道部はブラウン系転落防止柵) を設置する。 ・標識や照明類は、周辺景観に配慮しブラウン系塗装を行う。

設計を行ったコンサル
 ルタント等を記入

未定の場合は「未定」
 で構いません

景観に配慮した事項
 を簡潔に記入

